

○指定法人の指定の取消し

(第9条)

処分基準

令和3年2月19日作成

法令名	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
根拠条項	第9条
処分の概要	指定法人の指定の取消し
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第1条第2号(指定の基準)同第7条(是正又は改善の勧告)
処分基準	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第9条各号に該当する場合、帰責事由がない場合又は悪性がごく軽微な場合であって、是正等することができ、現に是正等しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策室
決裁区分等	公安委員会